

議案第 69 号

狭山市立学童保育室条例の一部を改正する条例

狭山市立学童保育室条例（昭和 47 年条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表狭山市立奥富学童保育室の項中「50 人」を「60 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立奥富学童保育室の待機児童の解消を図るため、同保育室の入室定員を増員したいので、この案を提出するものである。